

「受動喫煙のない社会を目指して」ロゴマーク使用規程

平成 28 年 11 月 14 日

一部改正 平成 28 年 11 月 28 日

厚生労働省健康局健康課

1 目的

「受動喫煙のない社会を目指して」ロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。）は、受動喫煙防止対策の必要性という共有認識を拡大し、受動喫煙のない社会を目指すことに多くの人が賛同でき、社会的機運を向上するために活用されるものである。

2 使用制限

本ロゴマークは、どのような団体や個人においても自由にステッカーやバッジ等のデザインに使用することができる。ただし、次に掲げる場合は、本ロゴマークを使用することはできない。

一 以下デザインの変更

- ・色
- ・形（キャラクターのポーズ、表情、枠の太さ）
- ・キャッチフレーズ

二 厚生労働省の許可を得ていない有償販売

ただし、下部の「厚生労働省」表記部分については、以下の場合に限り、その文字の入れ替えを可能とする。

一 地方公共団体が、その名称に変更する場合

二 スマート・ライフ・プロジェクト参画メンバーに登録（※）された法人又は団体が、その名称に変更する場合

※ <https://www.smartlife.go.jp/registration/company>

3 使用の中止等

本ロゴマークの使用に関し、2の使用制限に該当すると認められるとき、又はその使用が不適切であると認められるときは、厚生労働省健康局健康課は、その使用を差し止めることができる。

4 使用料

本ロゴマークの使用料については、無料とする。

5 本ロゴマークに関する一切の権利は、厚生労働省に帰属する。